

## 巻頭のことば

貝瀬幸雄先生は2023年3月末日をもって、立教大学法学部教授としての定年をお迎えになられました。先生は、東京大学法学部をご卒業後、同大学大学院法学政治学研究科修士課程において民事訴訟法の青山善充教授並びに国際私法の石黒一憲教授の指導のもとで研究に着手されました。その後、1987年4月法政大学法学部助教授にご就任され、名古屋大学法学部、東北大学法学部・法科大学院の教授を歴任された後、2007年立教大学教授としてご着任されました。この間、大学院法務研究科および法学部・法学研究科において、「民事手続法」、「倒産法」、「比較法」の講義と演習、また全学共通カリキュラムの「法学」を担当されました。

貝瀬先生のご研究は、「業績目録」のとおり国際民事訴訟法、仲裁法、国際倒産法、比較民事訴訟法論、比較法論、比較法史学と多方面にわたります。特筆すべきことは、それぞれの分野における多数の先駆的なご論考を途切れることなく発表し、かつ、それらを重厚な研究書としておまとめになって刊行されてきたことです。すなわち、『1986年オランダ新仲裁法研究』、『国際倒産法序説』、『国際化社会の民事訴訟』、『比較訴訟法学の精神』、『ヨーロッパ連合倒産条約の研究』、『国際倒産法と比較法』、『普遍比較法学の復権』、『比較法学入門』、『現代アメリカ比較法学の行方——マティアス・ライマンの比較法学を中心に』です。これらのご研究はすべて、学界に大きな影響力を持ち続けていますが、とくに国際民事訴訟法、仲裁法、国際倒産法に関するご著書は、各テーマに関する唯一無二の先行研究として、法改正の作業が続いた民事訴訟法、仲裁法、倒産法の各論議においても随所で参照され、引用されてきました。これらの研究書と比較法学の体系書は、わが国における民事手続法の国際比較の分野における金字塔的存在となっています。

貝瀬先生は、本学法務研究科においては司法試験を受験する院生に対し実務法曹にとっての手続法の意義とその普遍性について、また法学部においては学問としての民事法学の価値とそのおもしろさについて講述して、多くの学生を魅了し続けてきました。また長年、図書館委員会委員として、立教大学図書館における国内外の図書の充実に大きな貢献をされました。

立教大学法学部は、わが国初の特徴ある国際・比較法学科の創設から、国際ビジネス法学科への名称変更を経て、2022年度からグローバルコースを設置する等、いま新しい途へと邁進しています。こうした法学部における国際化推進は、先生が広く深く思索をめぐらせてこられた比較手続法学のご研究の成果に強く導かれつつ進められていくであろうことを私どもは確信しています。また幸いにして、2023年4月から特別専任教授にご就任いただき、引き続き本学における研究と教育にお力添えをいただいております。

ここに私どもは、深甚なる感謝と尊敬の念を込め、本記念号を貝瀬幸雄先生の座右に献呈することといたします。今後も先生にはこれまでと変わらぬご指導をお願い申し上げるとともに、益々のご健勝とご活躍を心から祈念いたします。

2023年10月

立教法学会会長

東 條 吉 純